

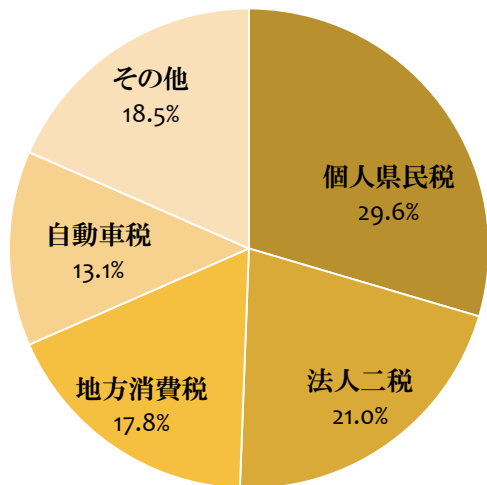
個人住民税徴収対策会議

平成26年8月7日

税収に占める個人住民税の割合

■ 個人住民税は、県、市町村いずれも**税収の約3割**を占めており、重要な財源となっている。

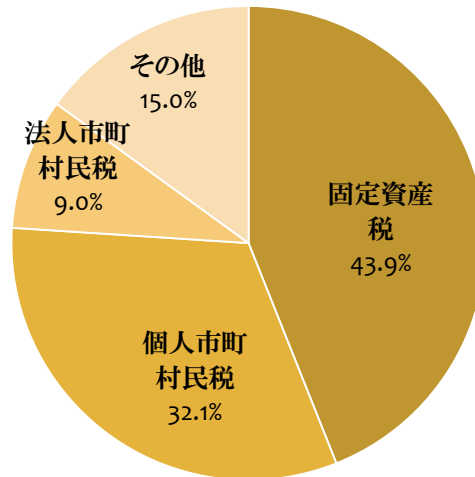
岡山県



1,979億33百万円
(うち個人県民税585億22百万円)

現年・繰越合計

市町村



2,766億円
(うち個人市町村民税887億2百万円)

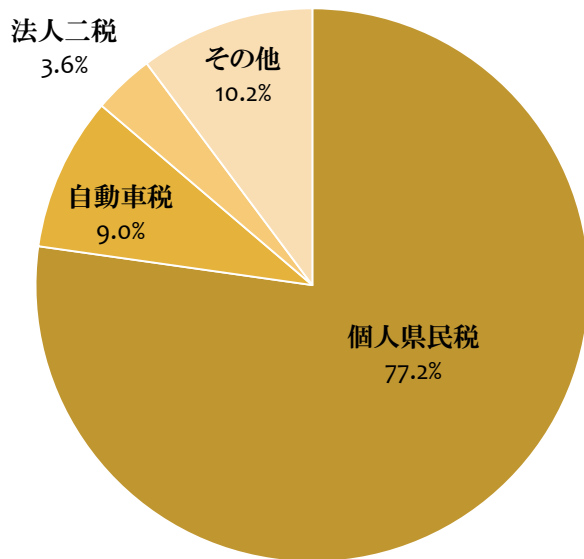
平成25年
度速報値

県税及び市町村税における滞納の状況

■ 個人住民税の滞納額は、**県税**では**約8割**（個人県民税）、**市町村税**では**約4割**（個人市町村民税）を占めており、その徴収対策が急務となっている。

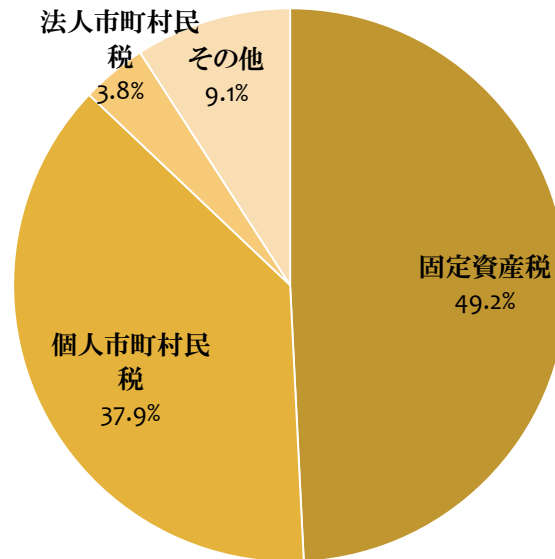
現年・繰越合計

岡山県



51億62百万円
(うち個人県民税39億88百万)

市町村

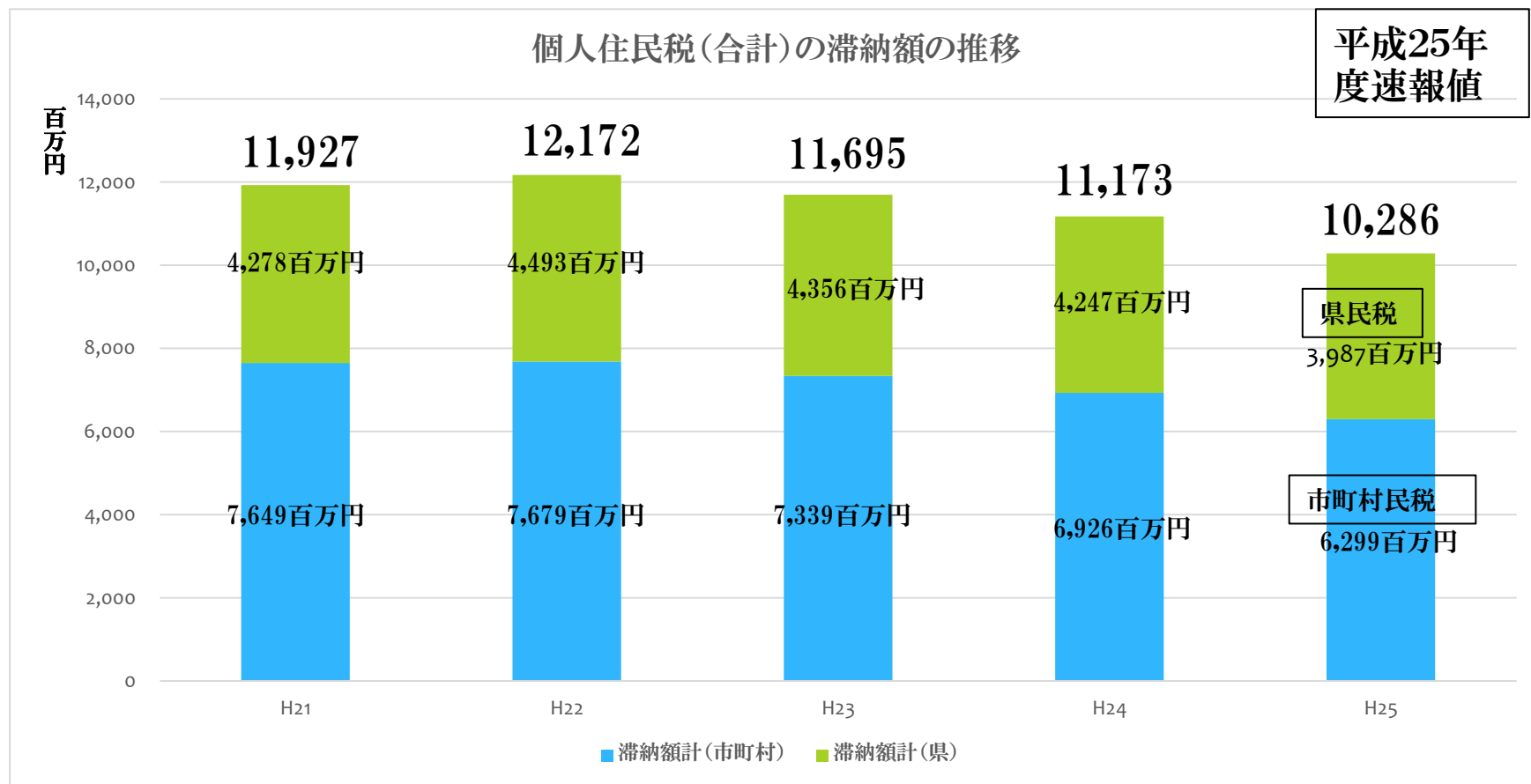


166億39百万円
(うち個人市町村民税62億99百万円)

平成25年
度速報値

個人住民税の滞納額の推移

■ 個人住民税の滞納額は、減少傾向にあるが、さらなる取り組みが必要である。



※市町村民税の滞納額は、欠損額を加えた額である。

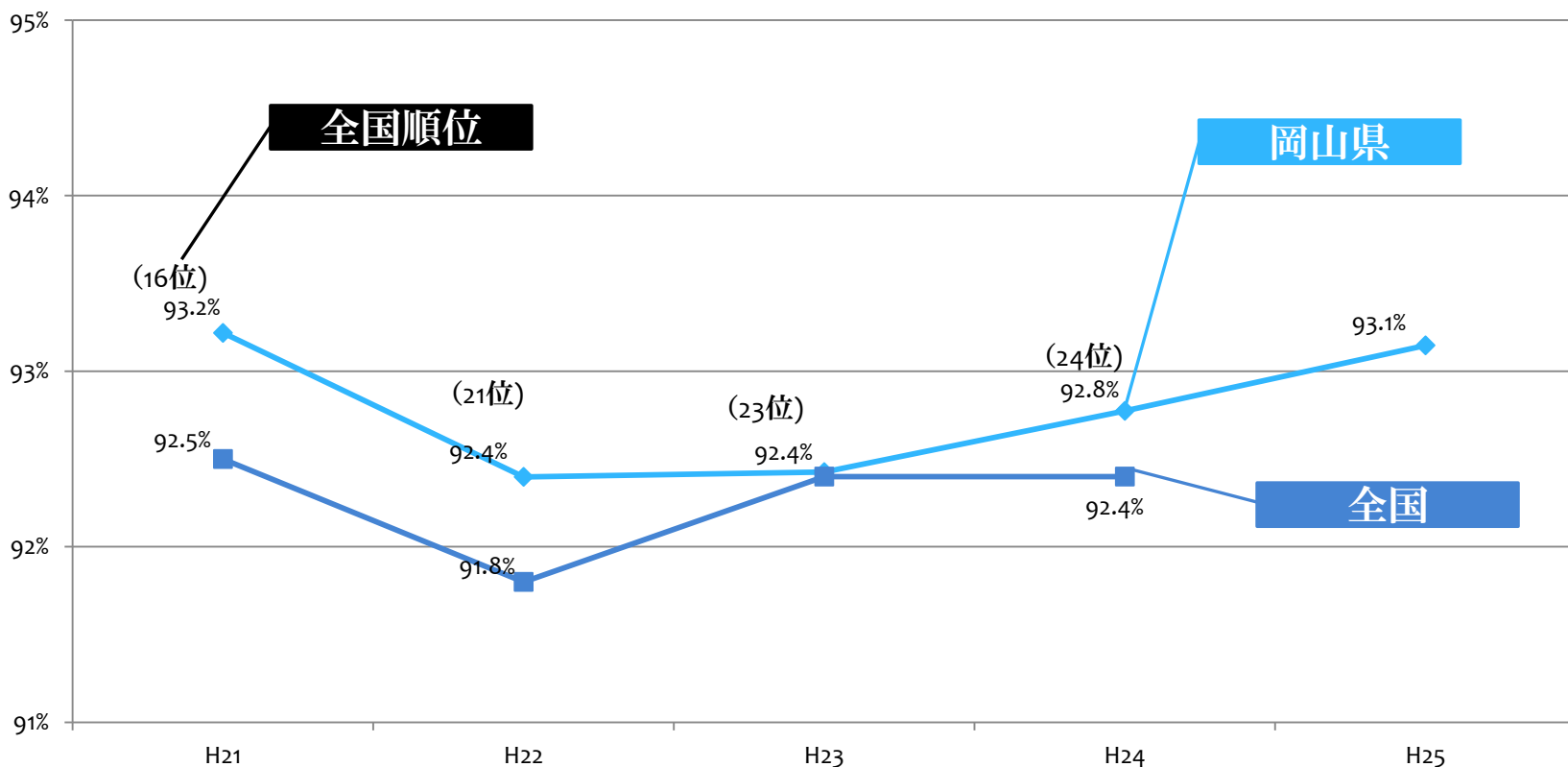
個人住民税の収入率の推移

■ 収入率は、全国的に改善傾向にあるが、本県は、全国の中位に止まっている。

※都道府県別で順位が公表されている個人県民税の収入率で比較した。

個人県民税収入率の推移

現年・繰越合計



県・市町村が連携した税收违法確保に向けた取組

現年分

■特別徴収の推進

特別徴収収入率:99.7%
普通徴収収入率:92.5%

※平成24年度決算数値。

収入率
7.2%アップ

滞納予防
の効果

滞納繰越分

- 岡山県滞納整理推進機構の活用
- 県から市町村への職員の派遣^{あ得}
- 県・市町村税連絡会議による徴収スキル向上

滞納整理
の促進

普通徴収と特別徴収(給与天引き)の違い

普通徴収

収入率 92.5%



市町村

前年の給与額を報告
〈毎年1月〉

事業所



給与(天引きなし)

納税通知書 〈毎年6月〉

税

納付 年4回(6月、8月、10月、1月末)



従業員
(納税義務者)

特別徴収

収入率 99.7%



市町村

前年の給与額を報告
〈毎年1月〉

特別徴収税額の通知
〈毎年5月〉



事業所

給与 - 税

毎月給与
から天引き

税

毎月10日まで



従業員
(納税義務者)

従業員にとっての特別徴収のメリット

- 市町村役場、銀行等に出向いたり、口座振替用に貯金する必要がなくなる。
- 年4回納付が毎月となり、一回あたりの納税額が少なくなる。
- 会社が毎月の給与から天引きするため、納付し忘れがなくなる。

事業主は法令上、特別徴収が義務づけられている

地方税法(抜粋)

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第321条の3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(中略)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。(以下略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第321条の4 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。(以下略)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第321条の5 前条の特別徴収義務者は、(中略)当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、(中略)給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。(以下略)

本県におけるこれまでの取組

- 平成22年度～ 各市町村及び県民局が事業所への制度周知、特別徴収義務者への働きかけを実施。(パンフレットの送付、事業所への訪問・電話指導)
- 平成23年8月 個人住民税徴収対策会議(副知事・副市町村長)を初めて開催。
→県と市町村が連携して特別徴収の推進に取り組むことで合意。
- 平成24年8月 個人住民税徴収対策会議を開催し、次のとおり合意。
「特別徴収への働きかけは、文書等から個々の事業者への訪問活動へ重点を移す。(平成24年度)」
「特別徴収を行わない事業所については、特別徴収義務者として指定する方向で検討を進める。(平成25年度以降)」
- 県が、緊急雇用対策事業を活用し普通徴収事業所への訪問等を実施
県民局・市町村合同で、普通徴収事業所への働きかけを実施

こうした取り組みにより

- 特別徴収を義務づけと知らなかった事業主を中心に特別徴収が徐々に浸透
- しかし、一市町村だけで働きかけを行っても協力に応じない事業所も依然として多い。



〇〇市は普通徴収でもOKだ。

全県一斉実施による特別徴収の徹底が必要

本県における特別徴収の実施状況

給与所得者に占める特別徴収実施者数の比率の推移

		22年度	23年度	24年度	25年度
岡山県	給与所得者数	681,074	678,003	679,291	681,097
	うち特別徴収実施者数	536,264	538,806	545,319	552,269
	特別徴収の実施率	78.7%	79.5%	80.3%	81.1%
	全国ベース	71.2%	71.9%	72.8%	73.8%
	全国順位	2	2	3	4

※給与所得者数には特別徴収対象者以外も含むため、実施率は100%にはならない。

特別徴収を実施している事業者数の比率の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度
給与支払報告者数	152,945	147,012	145,865	147,951
うち特別徴収実施者数	76,775	76,796	79,845	81,125
特別徴収の実施率	50.2%	52.2%	54.7%	54.8%

※給与支払報告者数には特別徴収対象事業者以外も含むため、実施率は100%にはならない。

特別徴収の全県一斉実施による効果

全県一斉実施とは

県と市町村が足並みを揃え、法令で特別徴収が義務づけられた事業所を特別徴収義務者に一斉に指定すること。

期待される効果

- 県内全ての市町村が一斉に同じ基準で取り組むことにより、特別徴収義務者の指定を徹底できる。
- 届出書類等の提出時期や様式の統一化により事業者の事務負担を軽減できる。
- 全県で一斉に広報を行うことにより事業者等に効果的・効率的に周知できる。

全国の取組

■ 全国の約半数の22都県で特別徴収の一斉実施に取り組んでいる。

開始年度	都道府県名
21	香川県
24	静岡県、徳島県
25	広島県、熊本県
26	秋田県、山形県、新潟県、三重県、佐賀県
27	茨城県、栃木県、埼玉県、山梨県、岐阜県、愛媛県、長崎県、大分県、鹿児島県
28	千葉県、神奈川県
—	東京都（検討中）

全県一斉実施の取組(案)

1 実施時期

一定(2年程度)の準備期間が必要 → 次のスケジュールで取り組む

- ＜平成26年度＞ 県民や事業所向けに周知広報を開始
- ＜平成27年度＞ 県・市町村が事業所あてに指定予告通知を発送
- ＜平成28年度＞ 市町村が特別徴収税額決定通知書を事業所に送付(5月)
事業所が従業員から特別徴収(給与天引き)を開始(6月～)

2 対象範囲

県内で統一した基準の策定が必要 → 次の基準で取り組む

＜特別徴収を行うべき事業所の範囲＞

所得税の源泉徴収義務のある事業所

※当面、特別徴収を行うべき従業員が3名以上の事業所を対象とする

＜特別徴収を行うべき従業員の範囲＞

所得税の源泉徴収を行っている従業員

※ただし、次の従業員を除く

- ・退職者・退職予定者
- ・収入が一定額(均等割非課税基準所得)以下の者 等

3 周知・広報

事前に十分な周知が必要 → 次の内容で取り組む

- ＜事業所へ＞ チラシ・Q&A、指定予告通知等を送付
- ＜県民へ＞ 広報誌、テレビ、ラジオ等
- ＜関係団体へ＞ 会合での説明や会報誌への掲載等



個人住民税徴収対策に関する県・市町村 共同アピール

平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所（当面、従業員が3名以上の事業所）を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底します。

背景

- 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うために、地方の自主財源である地方税収の確保は、欠くことのできないものである。
- 平成19年の国から地方への税源移譲により、個人住民税の税収が増加したが、それに伴い、その滞納額は大幅に増加し、平成25年度末には、103億円に及んでいる。
- こうした状況の下、個人住民税の徴収対策は、県・市町村いずれにとっても早急に解決しなければならない課題であり、特別徴収の徹底や岡山県滞納整理推進機構の活用など徴収対策の強化を、県・市町村が協力、連携して展開することで、滞納の縮減を強力に推し進めていく。